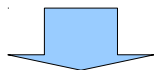


どぶろく特区内における製造免許取得に係る手続きについて

(注意事項)

■どぶろく特区とは何か

特区内（会津若松市）において、農家民宿等や農家レストラン等を営業する特定の農業者が、自らが生産した米を原料としてどぶろくを製造する際に必要な酒類製造免許を取得する場合、酒税法に基づく最低製造数量の要件が緩和される。

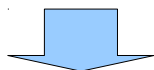


(わかりやすく言うと・・・)

特区内では、どぶろくを製造するのに免許は必要となるが、免許を取得するにあたっては、通常よりも少量からでも製造が可能となるよう、若干規制が緩和されるというもの。



※誤解されがちだが、無免許で誰もが自由にどぶろくを造れるような制度ではない。



※どぶろくの製造には酒税法に基づく製造免許が必要である。

無免許でどぶろくの製造を行うと酒税法違反となり、10年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる。

■製造免許が取得できる者の要件（全てを満たす必要あり）

- ①特区内において、農家民宿や農家レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営んでいる農業者であること。
- ②特区内に自らが所有する製造場があり、自らが特区内の農地で生産した米を原料とする「どぶろく」を製造すること。
- ③製造する酒類は、「どぶろく」（濁酒）に限ること。

どぶろく特区内における酒類製造免許取得のためのフロー

1. 市内の農地で米を生産する農業者であること（いずれかに該当すればOK）

- ①農業を営むもの：個人、法人を問わない。自己所有農地での農業、他者所有農地を借り受けての農業も問わない。自ら農業を営んでいる必要あり。
- ②農業経営者の同居親族等
- ③農業生産法人の組合員等

はい

いいえ

2. 農家民宿等の営業許可を取得していること

※農家民宿等の開設には

- ①会津農林事務所、②都市計画課（市）、③会津保健所での各種関連法令に基づく手続きが必要です。
- ※また、上記以外にも④消防署、⑤会津若松建設事務所等への相談が必要になる場合もあります。

※詳しくは別紙「農家民宿開設の流れ」を参照下さい。

はい

まずは市農政課にご相談下さい。

■新規就農及び農業に関する全般的な相談については・・・

⇒農業企画グループ

TEL0242-39-1253

■農家民宿等の開設に関する相談については・・・

⇒農業活性化グループ

TEL0242-39-1254

3. 製造するための施設は整っているか【設備要件】

- ※製造施設を新たに設置する場合については、都市計画課（市）、会津保健所への事前協議が必要となり、各種関連法令に基づき許可を取得する必要があります。
- ※併せて、酒類の製造又は貯蔵等に必要な機械、器具、容器等が十分に備わっている必要があります。

はい

関係機関にご相談下さい。

■開発協議、建築確認申請に関する相談については

⇒市都市計画課

TEL0242-39-1261

■酒類製造業許可申請に関する相談については

⇒会津保健所食品衛生チーム

TEL0242-29-5516

■技術講習会の開催に関する相談については

⇒福島県ハイテクプラザ会津若松

技術支援センター

TEL0242-39-2976

■設備要件、技術的要件の概要については

⇒会津若松税務署

TEL0242-27-4311

4. 製造に必要な技能が習得されていること【技術的要件】

※醸造・衛生面等の知識があり、かつ保健衛生上問題のない一定水準の品質の酒類を継続的に供給でき、不測の事態が生じた場合に対応できる能力を有していること

⇒県ハイテクプラザ主催の技術講習会の受講や酒造会社からの十分な技術指導を受ける必要あり。

はい

5. 会津若松税務署への酒類製造免許の申請

※免許取得のための審査項目

- ①上記の設備要件、技術的要件を満たしているか
- ②申請者が人的要件を満たしているか（滞納、犯罪等）
- ③不適当な場所への製造所の設置はないか
- ④酒税の納入に耐えうるだけの十分な経営状況であるか

※詳細については、会津若松税務署（TEL0242-27-4311）まで

はい

6. 酒類製造免許の取得、どぶろくの製造提供の開始

※申請から取得までの期間は約4ヶ月。（会津若松税務署2ヶ月⇒仙台国税局2ヶ月程度）

※最初の3年間は1年毎更新の仮免許。3年経過後に正式な製造免許の交付。